

平成23年12月19日

民事再生手続開始申立てにあたって

全国水産加工業協同組合連合会
代表理事会長 中山 嘉昭
全水加工連販売株式会社
代表取締役社長 齋藤 豊

年末の大変ご多忙な時期に誠に恐縮でございます。

全国水産加工業協同組合連合会及びその全額出資会社である全水加工連販売株式会社（以下、併せて「全水加工連グループ」といいます。）は、いずれも、本日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同裁判所から、弁済禁止の保全命令を受けましたことをご報告いたします。

これにより、債権者の皆様にはもちろんのこと、お取引先及びお得意先、並びに傘下加工業者の皆様に対しましては、多大なるご迷惑をおかけすることとなり、衷心より深くお詫びを申し上げますとともに、何卒ご容赦いただきたくお願い申し上げます。

皆様もご承知の通り、3年前の平成20年12月24日、主要取引先であった株式会社博多まるきたが経営破綻し、民事再生手続開始の申立てを行ったことにより、全水加工連グループは、同社向けの多額の不良債権及び不良在庫を抱えるに至り、その財務状況は極めて厳しい事態に陥りました。

以後、全水加工連グループは、監督官庁のご指導のもと、その経営の健全化を図るとともに、平成21年5月末以降は、事業再建の専門家である弁護士チームに依頼して、取引先金融機関との交渉を中心に、今日まで、その事業の再建に努めてまいりました。各金融機関のご理解のもと返済の猶予を受けながら、利息及び元本の一部弁済をしてまいりました。

しかしながら、全水加工連グループに課された公益的使命を全うするためには、法的手続により早期にその再建を図ることが必要との判断のもと、この度、民事再生手続開始の申立てを行いました。

当連合会は、全国各地の水産加工業協同組合を出資会員とする全国団体であり、その子会社である全水加工連販売株式会社とともに、全国の中小・零細水産加工業者の事業活動を支援し、もって消費者への水産加工品の安定供給、及び地元水産業の振興を図るといった公益的使命を担ってまいりました。

とりわけ、本年3月11日に発生した東日本大震災により、被災地を中心に多くの水産加工業者が甚大なる被害を被ったことは、報道等によりよくご存じのことと思いますが、水産業に依存していた被災地を中心とした多くの市町村では、水産加工業の復興がその地域全体の復興のための重要な課題となっており、水産加工業者のみならず地元市町村からも、全水加工連グループの果たす役割への期待は、これまで以上に大きくなっているのが現状です。

このような現状も踏まえて、全水加工連グループは、今後も、安定的に、全国の水産加工業者のために必要な活動を継続し、併せて、被災地のご期待にお答えするためには早期に抜本的な財務改善を図ることが必須であると判断し、民事再生手続開始の申立てを行った次第です。

金融機関をはじめとする債権者各位、並びにお取引先及びお得意先各位におかれましては、かかる諸事情をご賢察いただき、全水加工連グループの早期の再建に向けて、特段のご理解及びご支援を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。